

積立投資専用NISA(少額投資非課税制度)

**つみたてNISA** 岩井コスモで資産づくり!  
「長期、分散、積立投資」を非課税で!

**キャンペーン**

つみたてNISA開設+つみたて買付開始で

現金**1,000円**を  
**プレゼント!**



**2019年1月4日(金) ~ 6月28日(金)**

期間中、新規につみたてNISAを開設し、  
つみたて買付をはじめられたお客様に、  
現金1,000円をプレゼントいたします。

- 当社では、「対面取引」「コール取引」でつみたてNISAの開設が可能です。「ネット取引」では取扱っておりません(2019年1月1日現在)。
- 本キャンペーンは、2019年1月4日から6月28日までに、新規につみたてNISAを開設し、つみたて買付をはじめられたお客様が対象となります。
- 「金融機関変更による当社でのつみたてNISA開設」や「一般NISAからつみたてNISAへの勘定切替」は本キャンペーンの対象となりますが、当社でのつみたてNISA廃止後の再開は本キャンペーンの対象となりません。
- NISA口座を開設するためには、税務署の確認を経る必要があり、重複開設や書類不備等により、当社ではNISA口座を開設できない場合もございますのでご注意ください。
- つみたてNISAでの買付は、当社との累積投資契約に基づき、対象銘柄を指定したうえで、定期的に一定金額の買付を行う方法に限られます。
- つみたて買付開始日は、つみたてNISA買付可能商品をご購入いただく初回約定日となります。なお、銀行引落しでの買付の場合、お申込みタイミングおよび銀行の種類によっては、銀行引落しの設定に相当な時間を要し、実際の初回買付がキャンペーン期間に間に合わない可能性もございますのでご注意ください。
- 現金プレゼントは、2019年1~3月に対象となった場合は2019年4月下旬に、2019年4~6月に対象となった場合は2019年7月下旬にお取引いただいている証券口座へ入金させていただく予定です。お申込み後一定期間を要しますので、あらかじめご了承ください。また、現金プレゼント日に証券口座が解約されていた場合や、ネット取引にコース変更されていた場合、本キャンペーンの対象となりません。
- 不適切な行為等があったと当社が判断した場合は本キャンペーンの対象外とさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 岩井コスモ証券およびグループ会社の役職員・関係者は対象となりません。
- 本キャンペーンは、類似内容にて過去実施された実績があり、将来も再実施される可能性があります。また、当社の都合等により予告なく変更または中止となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### お取引に関するご留意事項

当社が取扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書、お客様向け資料等をお読みください。

投資の未来を切り拓く  
**岩井コスモ証券**  
<http://www.iwaicosmo.co.jp/>

キャンペーンのお申込み・お問合せは

## ■ つみたてNISAのポイント

ポイント  
1

### 長期投資に適しています

非課税で保有できる期間は投資した年から最長20年間です。  
投資可能期間も20年なので、現行の一般NISA以上に、長期投資に適しています。

ポイント  
2

### 無理せず少額から投資を始めることができます

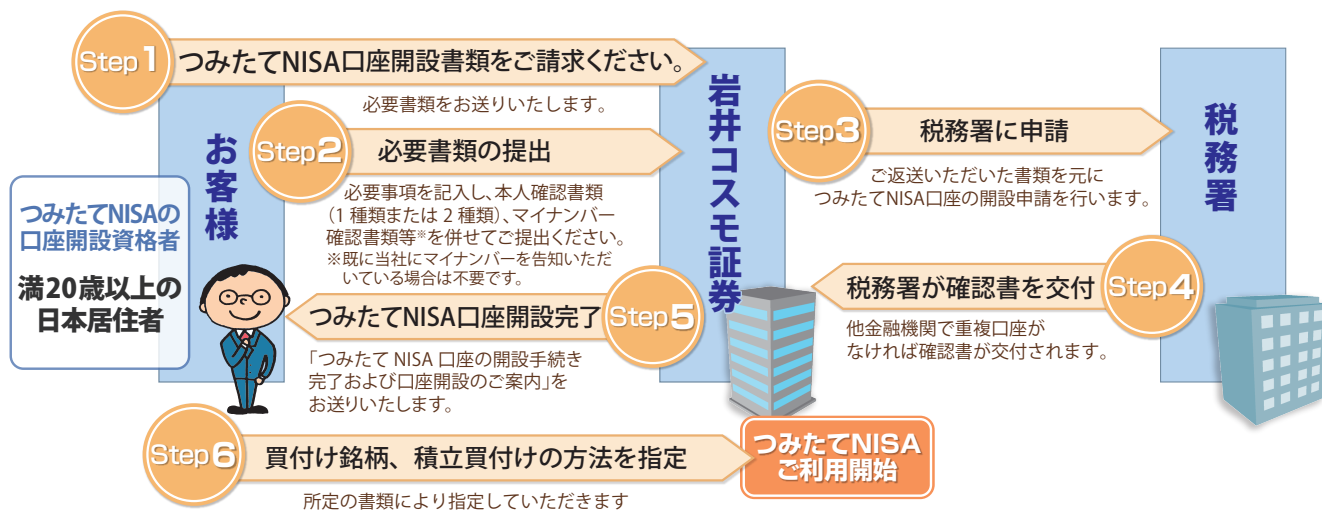
月々一定額を投資する積立投資で、無理せず少額から投資を始められます。  
また、最大で800万円(40万円×20年)の非課税枠を利用して、まとまった資産をつくることができます。

ポイント  
3

### 投資商品を選びやすく、投資を始めやすい制度です

「つみたてNISA」で買付け可能な商品は、低コストのインデックス投信など、長期・積立・分散投資に適した一定の条件を満たす投資信託なので、証券投資が未経験の方でも投資商品を選びやすく、投資を始めやすい制度です。

## ■ つみたてNISAご利用までの流れ



※「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制です。必要書類を提出していただく際に、どちらをご利用になるかをお客様に選択していただきます。  
※「つみたてNISA」をご利用になるには、まずは証券総合口座の開設が必要です。

## ■ つみたてNISAに関する留意事項

- つみたてNISAでの損失は税務上ないものとされます。損失が発生しても、特定口座・一般口座で保有する金融商品の譲渡所得や配当所得との損益通算はできません。また、損失の繰越控除(3年間)もできません。NISA口座の金融商品を特定口座・一般口座に移管することはできますが、その移管日の時価が取得価額となるため、実際の取得価額で計算すると損失となる場合でも課税される場合があります。
- 「つみたてNISA」と「一般NISA」は切替え手続きを行うことにより、年単位で選択できます(同一年中は併用することはできません)。例えば、その年に一般NISAで買付けを行うと、その年中はつみたてNISAへの切替えを行うことはできません。※一般NISAで保管されている商品をつみたてNISAに移すことはできません。逆に、つみたてNISAで保管されている商品を一一般NISAに移すこともできません。
- 年単位で、つみたてNISAを開設する金融機関を変更することができます。その年に、つみたてNISAまたは一般NISAで買付けを行うと、その年中は金融機関の変更は行えません。金融機関の変更を行った場合、複数のNISA口座を持つこととなりますが、買付けが行えるのは各年につき一つのNISA口座(つみたてNISAまたは一般NISA)だけです。また、変更前の金融機関のNISA口座で保管されている商品を変更後の金融機関のNISA口座に移すことはできません。
- ETFの分配金を非課税とするためには「証券会社で受け取る方式(株式数比例配分方式)」を選択していただく必要があります(当社では、「つみたてNISA」でETFを取扱う予定はありません)。

※本案内は、2019年1月1日現在において公表されている情報に基づき作成しております。記載内容については、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。